5　平成二十五年度の末日において、旧特別会計法附則第五十条の二第一項の規定により国債整理基金特別会計から旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の金額の合計額と、同条第二項の規定により旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金の金額の合計額との差額がある場合においては、後日、当該差額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（自動車安全特別会計に関する経過措置）

第十三条　旧特別会計法に基づく自動車安全特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（東日本大震災復興特別会計に関する経過措置）

第十四条　旧特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　平成二十五年度の一般会計の歳入歳出決算に添付して国会に提出すべき第二条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条第二項に規定する計算書については、なお従前の例による。

2　財政法第四十一条の規定により平成二十五年度の歳入歳出の決算上の剰余金を翌年度の歳入に繰り入れる場合においては、当該剰余金から旧臨時軍事費特別会計（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律第九条の規定により廃止された臨時軍事費特別会計の終結に関する件（昭和二十一年勅令第百十号）第一条の規定により昭和二十一年二月二十八日においてその年度が終結された臨時軍事費特別会計をいう。以下この項において同じ。）の歳出の決算額と昭和二十一年度から平成二十五年度までの旧法第十条第一項の規定による歳出の整理金額との合計額が旧臨時軍事費特別会計の歳入の決算額と昭和二十一年度から平成二十五年度までの同項の規定による歳入の整理金額との合計額を上回る金額を控除して、なお残余があるときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（農業災害補償法の一部改正）

第十六条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項、第十三条第二項及び第三項並びに第百五十条の三第三項中「農業共済再保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正）

第十七条　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、農業共済再保険特別会計」、「、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」及び「、社会資本整備事業特別会計」を削る。

（港湾法の一部改正）

第十八条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）」を削る。

（漁船損害等補償法等の一部改正）

第十九条　次に掲げる法律の規定中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に改める。

一　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十九条第四項、第百四十条第二項、第百四十一条第二項及び第百四十三条第二項

二　漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二十九条及び第三十三条第二項

三　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百九十五条第二項、第百九十六条第二項及び第百九十六条の二

（道路法施行法の一部改正）

第二十条　道路法施行法（昭和二十七年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正）

第二十一条　次に掲げる法律の規定中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改める。

一　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第九条

二　外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第四条

三　昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律（昭和五十九年法律第五十二号）第六条第一項及び第二項

四　昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十年法律第八十四号）第二条第四項及び第五項

五　昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第六十一号）第二条第四項及び第五項

六　昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第五十一号）第二条第四項及び第五項

七　昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十三年法律第五十二号）第二条第四項及び第五項

八　平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成元年法律第四十二号）第二条第四項及び第五項

九　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十一条

十　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第四条第二項

（空港法の一部改正）

第二十二条　空港法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則に次の一条を加える。

（第二十九条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金の帰属）

第八条　第二十九条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の三第一項に規定する借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

（海岸法の一部改正）

第二十三条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則第六項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。）」に改め、同項を附則第五項とする。

附則中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附則第九項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第八項とする。